破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第８７４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地245
破産者　石村　徳彦
1　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
2　一般調査期日　平成27年10月14日午前10時30分
平成27年９月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８０７号
福岡市南区平和２丁目１番８号
破産者　西村　虔一
1　破産債権の届出期間　平成27年９月30日まで
2　一般調査期日　平成27年10月27日午前11時
平成27年９月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８６７号
福岡県宗像市江口1303番地１
破産者　高牟禮精二
1　破産債権の届出期間　平成27年９月30日まで
2　一般調査期日　平成27年11月20日午前10時30分
平成27年８月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１４号
福岡県春日市岡本２丁目５番地
破産者　西田　誠宏
1　破産債権の届出期間　平成27年10月１日まで
2　一般調査期日　平成27年10月16日午前10時30分
平成27年９月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９４９号
大阪市中央区玉造２丁目９番３号
破産者　池新フオーム株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年10月２日まで
2　一般調査期日　平成27年11月16日午後２時
平成27年９月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１５１号
大阪市生野区巽東３丁目15番22号
破産者　野下みよ子
1　破産債権の届出期間　平成27年10月２日まで
2　一般調査期日　平成27年11月２日午後２時
平成27年９月４日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第５０号
愛知県清須市朝日城屋敷53番地
清算株式会社　アサヒハウス建材株式会社
代表清算人　古澤　　護
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において弁済の対象となる協定債権は、平成27年５月31日までに発生した債権とする。
2　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、協定債権額の16.36806051％の金員を弁済する。
3　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　別紙記載の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときには、清算株式会社に対する債権の全額につき、その債務を免除する。
5　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（ヒ）第５１号
愛知県清須市朝日城屋敷23番地の２
清算株式会社　株式会社ジオホーム
代表清算人　古澤　　護
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において弁済の対象となる協定債権は、平成27年５月31日までに発生した債権とする。
2　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、協定債権額の1.32534007％の金員を弁済する。
3　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　別紙記載の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときには、清算株式会社に対する債権の全額につき、その債務を免除する。
5　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本件協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定

平成２７年（再）第１号
熊本市東区長嶺東８丁目５番１号
再生債務者　株式会社ケイティ
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月31日付け（同年８月３日修正）再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成27年10月７日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成27年９月30日
平成27年９月２日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成２３年（再）第１０号
福岡市博多区山王１丁目14番８号
再生債務者　株式会社ニシヤマ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
(1)　監督委員が選任されている。
(2)　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年９月４日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第４７号
神奈川県厚木市関口1004番地13
再生債務者　岸　　俊一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月25日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月９日から平成27年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２７年（再イ）第１６２号
札幌市北区新川西５条４丁目２番17号
再生債務者　荒木　秀和
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月13日から平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１７６号
札幌市東区北丘珠５条３丁目６番17号
再生債務者　粕谷　慎子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月13日から平成27年10月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４４号
神奈川県平塚市桃浜町９番１―308号
再生債務者　川上　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月13日から平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係